

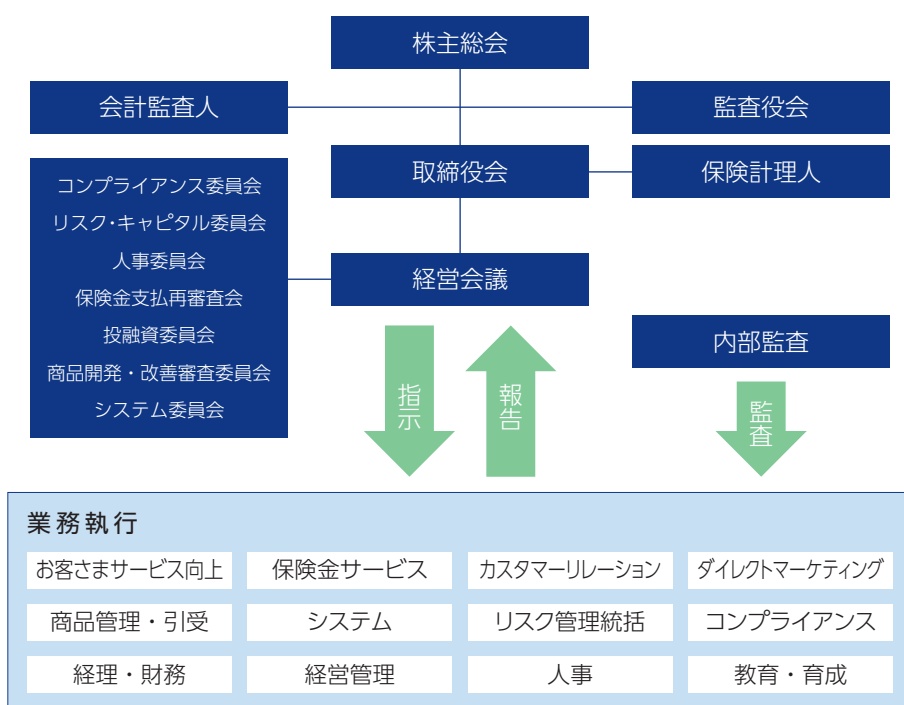
経営について

1 経営管理（ガバナンス）態勢

当社は、保険業法および会社法の要件に基づき、取締役会を中心とする経営管理（ガバナンス）態勢を確立しています。取締役会では、経営上の重要事項を決議すると共に業務執行の監督を行います。取締役会から独立した監査役会は監査方針および監査計画を策定し、取締役の業務執行の監査を行います。

また、意思決定の迅速化および権限・責任の明確化を図るために執行役員制度を採用し、執行役員は担当分野の業務の執行

責任を担います。加えて、取締役会の下位組織として経営会議を設置しています。経営会議は取締役会より権限委譲された範囲内で、執行役員からの業務報告に基づき、定期的な事業計画の進捗管理を行い、目標達成状況の把握および必要に応じた改善策、強化策等の指示を行います。さらに、経営会議の機能を補完するために各種委員会を設置しています。



(2023年6月1日現在)

内部監査態勢

当社は、すべての部門や業務を対象に、リスクベース・アプローチにより、リスクが高い分野やコントロールが不十分な可能性のある分野に優先順位をつけたうえで、内部監査を実施し、内部管理態勢等の適切性、有効性のモニタリングならびに評価を行っています。内部監査を通じて発見した事項と関連するリスク、および改善策や是正措置が記載された内部監査報告書は、

取締役会等に報告され、経営目標の達成に向けた有益な情報として活用されています。

内部監査室は、代表取締役社長兼CEOの直轄組織となっており、監査結果を取締役会、監査役ならびに親会社の内部監査部門に直接報告する仕組みを保持し、内部監査室の独立性を確保しています。

2 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務運営の有効性・効率性の向上、財務報告の適正性および信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全を目的として、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて「内

部統制基本方針」を定め、内部統制システムの構築・運用に取り組んでいます。

内部統制基本方針

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社（以下「当社」という。）は、会社法に従い、また、当社の保険持株会社でありアメリカン・インターナショナル・グループ・インク（以下「AIGインク」という。）の日本における地域統括会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社（以下「AIGJH」といい、AIGJHとその子会社を総称して「AIGJHグループ」という。）が定める各種基本方針等に則り、以下のとおり内部統制基本方針を定め、これに基づき、当社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための内部統制システムを構築し、運用する。

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、AIGJHおよび当社が定めた各種基本方針等に則り、業務運営を行う。また、当社は、AIGJHとの間で締結された経営管理契約に従い、AIGJHグループ全体の経営に影響を与える重要事項の決定に係る承認を取得し、また、当社業務の重要事項に係る報告をAIGJHに対して行うなどの適切な対応を行う。
- (2) 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「経理方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、経営の透明性と健全性を確保するため、法令等に定める情報の適切な開示に必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、AIGJHグループに属する会社を含むAIGインクのグループ会社との取引の公正性および健全性を確保するため、「グループ会社間取引管理方針」を定め、必要な体制を整備する。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「コンプライアンス基本方針」を定め、当社のすべての取締役、執行役員（以下「取締役等」という。）および使用人は、コンプライアンスの担い手として、当該基本方針および「AIG行動規範」等に従い、高い倫理観をもって、コンプライアンスの推進に取り組む。また、これらの者がコンプライアンスを実践するための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成すると共に、遵守すべき法令や社内規程等に関する研修を実施し、コンプライアンスを重視する企業文化・理念の徹底を図る。

- (2) 当社は、コンプライアンス推進のため、コンプライアンスを統括する部署の責任者、コンプライアンスを統括する部署および「コンプライアンス委員会」等の組織・体制を整備する。また、コンプライアンス体制を維持・確立するため、「コンプライアンス・プログラム」等の具体的な活動計画を年度ごとに策定し、定期的に進捗状況を確認する。
- (3) 当社は、保険募集に関する法令等遵守を確保し、適正な保険募集を実現することにより、顧客の保護を図るため、「保険募集管理方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、顧客の保護および不祥事件や法令・社内規程違反の未然防止、再発防止等を図るため、不祥事件・社内規程違反の定義・対象・報告ルール等を定めた「不祥事件に関する規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、顧客からの苦情・相談に適切に対処すると共に、迅速かつ適切な保険契約の管理と保険金等支払いを行うため、「お客さまの声基本方針」、「保険契約管理方針」および「保険金支払基本方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、法令や社内規程等に違反する行為またはそのおそれのある行為への迅速かつ適切な対処を図るため、通常の報告ルートに加え、当社が設置する内部通報窓口およびAIGJHが設置する「AIGジャパンヘルプライン」への通報を可能とする体制を整備する。
- (7) 当社は、顧客情報を保護すると共に、機密情報その他の情報を適切に管理するため、「プライバシーポリシー」、「個人情報保護規程」および「システムリスク管理規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (8) 当社は、顧客の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれのある取引を管理するため、「利益相反管理方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (9) 当社は、反社会的勢力の不当要求等に対して毅然と対応、拒絶すると共に、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (10) 当社は、内部監査の実効性を確保するため、「内部監査基本方針」を定め、被監査部門とは独立した内部監

査部門を設置する。内部監査部門は、AIGJHが組織する内部監査部門と連携し、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するために必要な体制を整備する。内部監査部門は、年度ごとに策定する内部監査方針および内部監査計画に基づき、当社のすべての業務を対象とした内部監査を適切に実施し、必要に応じて対象部署に対して改善を指示すると共に、内部監査結果および改善状況等を定期的に取締役会に報告する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、統合的リスク管理体制を確保するために、「リスク管理方針」および「リスクアペタイト方針」等を定め、リスク管理に必要な体制を整備する。さらに、将来にわたって、当社が財務の健全性を確保するために、リスクとソルベンシーの自己評価の体制を整備する。

① 当社は、当社に内在する各種リスクを把握し、統合的なリスク管理を適切に行うため、リスク管理部門責任者、リスク管理部門を置くなど、組織体制を整備する。

② 当社は、「リスク・キャピタル委員会」を設置し、リスク管理に関わる事項の審議、リスク状況の評価を行い、その活動状況等を踏まえてAIGJHと適宜連携し、適切なリスク管理を行う。

(2) 当社は、当社が直面する多様なリスクに見合った十分な自己資本を確保するため、「自己資本管理方針」を定め、自己資本に係る基準値を設定するほかリスクとソルベンシーの自己評価を行う自己資本管理を行い、その状況を踏まえてAIGJHと連携し、適切な自己資本管理を行う。

(3) 当社は、事業の継続を適時、適切に確保するため、「AIGエンタープライズ・レジリエンシー・ポリシー」を定め、事業継続計画、危機管理計画、災害対策計画等を策定し、訓練を実施する等、事業継続管理体制を整備すると共に、事業継続管理に関わる教育を行い、周知徹底を図る。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、経営管理契約に基づきAIGJHグループの経営戦略に則って経営計画を策定すると共に、当計画の進捗状況を確認する。

(2) 当社は、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保するため、「取締役会規則」、「組織規程」および「業務分掌規程」その他社内規程を定め、必要な体制を整備する。

(3) 当社は、取締役会の決議に基づき、経営会議その他の会議体を設置し、経営上の重要事項や業務執行に関する事項を協議または決議する。

(4) 当社は、会社業務の適確かつ迅速な執行に資するため、執行役員制度を採用する。

(5) 当社は、正確かつ強固なITシステムを構築するため、必要な体制を整備する。

(6) 当社は、従来の常識の枠を超え、イノベーションを通して、お客さまに貢献できる企業となることを目指して、多様な人材が互いに尊重しながら働くことができる企業文化作りを推進する。

5. 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「情報管理規程」を定め、取締役会、委員会など重要な会議の議事録をはじめ、取締役の職務執行に係る重要な文書等を適切に保存し、管理する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助する能力と専門性を有する使用人（以下「監査役補助者」という。）を配置する。

(2) 監査役補助者の取締役等からの独立性を確保するため、監査役補助者の選任・解任、処遇・人事評価および懲戒処分は、常勤監査役の事前合意を必要とする。

(3) 当社は、監査役補助者の業務遂行に係る不当な制約を行わない等、十分に配慮する。

(4) 当社は、監査役の事前合意なく監査役補助者について実務部門を兼務させない。また、監査役補助者は、監査役補助者としての職務執行の範囲においては、取締役等および使用人の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従う。

7. 監査役への報告に関する体制

(1) 取締役等は、法令に定める事項、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす承認事項、内部通報制度における通報状況およびその内容（以下「報告事項等」という。）について監査役に報告する。また、使用人は、報告事項等について監査役に報告することができる。

(2) 取締役等および使用人は、報告事項等について、AIGJHの監査役に報告することができる。

(3) 取締役等および使用人は、監査役から報告を求められた場合には速やかに対応する。

(4) 当社は、監査役に前各号の報告を行ったことを理由として、これらの者に対して不利益な取扱いをしない。

(5) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、委員会またはその他の重要な会議に出席し、意見を述べる

ことができる。

- (6) 監査役は、取締役会、経営会議、委員会またはその他の重要な会議の議事録、取締役等および使用人が決裁を行った書類等を、いつでも閲覧することができる。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用または債務は、当社が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当社が負担する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、監査役職務執行のために必要な監査環境を整備する。
- (2) 取締役等、使用人および内部監査部門は、監査役から求められた場合には、監査役職務の執行に協力する。

- (3) 代表取締役および業務執行取締役は、定期的に監査役との間で監査上の重要課題などについて意見を交換し、また、監査役が会計監査人と意見交換を行う機会を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制基本方針」および親会社であるAIGJHと締結している「経営管理契約」などに基づき、各種基本方針等を定め、業務の適正を確保するための体制整備を行うとともに、監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制整備など、当社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための内部統制システムを構築し、運用しています。また、半期毎に運用状況を確認し、見直しを行うことで実効性のある内部統制システムを維持しています。

(2023年7月1日時点)

3 リスク管理の態勢

リスク管理の基本方針

当社では、リスク管理の基本方針となる「リスク管理方針」を制定しています。この方針には、当社の戦略および事業目標に関連して取るリスクを明記したリスクアペタイト方針への遵守状況をモニタリング・監督することや、リスクを所管するリスクオーナー部門によるリスク管理に対してリスク管理統括部門が牽制機能を発揮することでリスク管理の強化を図るなどの基本スタンスを定めています。こうした取り組みにより、事業の健全性を確保しつつ企業価値の拡大を図っています。

リスク管理体制

当社では、統合的リスク管理体制として、リスク・キャピタル委員会、リスク管理統括部門担当執行役員、およびリスク管理統括部門を設置し、リスクを包括的かつ一元的に管理しています。また、リスクカテゴリーごとにリスクオーナー部門を定める等、網羅性の確保に努めています。さらに、エマージングリスク*、コンダクトリスク*、気候変動リスク、およびリスクカルチャーの醸成も含めたリスク管理体制の構築ならびに強化を図っています。内部監査部門は、独立のおよび客観的な立場からリスク管理方針に係る内部統制環境と有効性を評価する責任を負います。

また、当社では、保険リスク、資産運用リスクなどのリスクカテゴリーを統合したリスク量と自己資本を比較し、自己資本管理規程などに定めた基準に照らして資本水準に問題がないかを確認しています。

*エマージングリスクとは、ある時点では十分なリスク認識が困難であるものの、環境変化等により新たに発現または変化する可能性がある新たなリスクをいいます。

*コンダクトリスクとは、コンダクトが適切に行われないことにより、顧客保護、市場の健全性、有効な競争に対して悪影響を及ぼす行為に至るリスクをいいます。

リスクカテゴリー別の管理

〈保険リスク管理〉

保険リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクなどをいいます。当社では、保険リスクを6つのリスク（保険料、準備金、巨大災害、契約者行動、死亡生存、罹患）に分類したうえで、バリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、自己資本に照らし合わせた評価を行い、資本の十分性を定期的にモニタリングしています。

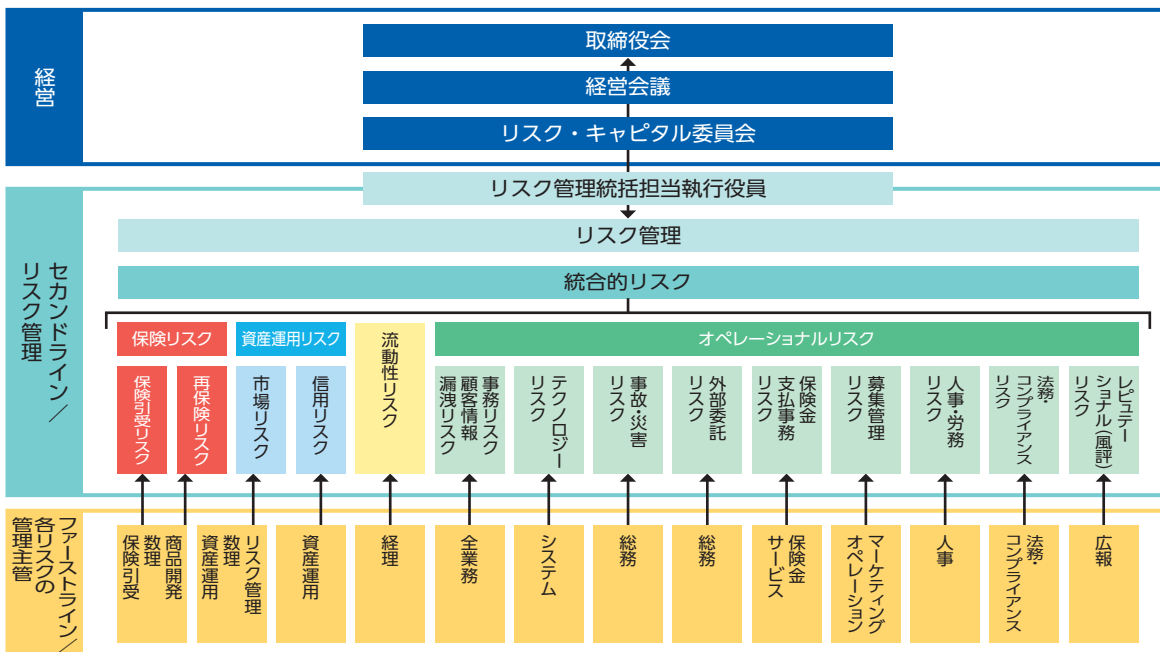
また、大規模な集積損害の発生を想定したストレステストも実施し、自己資本や流動性に与える影響を分析しています。

〈資産運用リスク管理〉

資産運用リスクとは、経済情勢や市場環境の変化によって保有する資産・負債の価値が変動することにより、損失を被るリスクをいいます。当社では、資産運用リスクを市場リスク（株価、不動産価格、金利、為替、信用スプレッド）および信用リスクに分類したうえでバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、自己資本に照らし合わせた評価を行い、資本の十分性を定期的にモニタリングしています。

また、市場環境が大幅に悪化した場合などを想定したストレステストも実施しています。

リスク管理体制



サードライン／内部監査

〈オペレーショナルリスク管理〉

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス、人の活動、システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象による損失およびその他の悪影響に係るリスクをいいます。

当社では、オペレーショナルリスクを事務リスク、保険金支払事務リスク、顧客情報漏洩リスク、募集管理リスク、外部委託リスク、人事・労務リスク、テクノロジーリスク、レピュテーション（風評）リスクなどに分類し、それぞれリスクオーナー部門を定めて管理しています。オペレーショナルリスクを適切に管理することを通じて、適正かつ効率的なオペレーションを実施し、それぞれの業務品質の向上につなげることにより、お客さまからの信頼を高められるようすべての役職員のリスク認識の向上に努めています。

4 資産の運用

当社は、収受した保険料等について、保険金支払いの備えとして重要であることから、安全性・流動性・収益性に留意した運用を行うことを基本方針としています。

具体的には安全かつ安定的な収益を確保すべく、信用度の高

〈流動性リスク管理〉

流動性リスクとは、巨大災害の発生にともなう支払保険金の増加などにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされること、または市場の混乱などにより市場流動性が悪化し、取引が困難もしくは著しく不適正な条件で取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。平常時のキャッシュフロー見通しの継続的な確認や大規模災害などを想定したストレステストを実施することを通じて、ストレス下においても保険金等のお支払いに必要な流動性資産が十分に確保されるよう管理しています。

い円貨建債券を中心とした運用を行っています。また、為替ヘッジ付きの外貨建債券投資等を行って運用の多様化や収益性の向上に取り組んでいます。

5 責任準備金の確認についての合理性および妥当性

責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていることを確認するため、保険計理人は、法令および公益社団法人日本アクチュアリー会の「損害保険会社の保険計理人の実務基準」^{*1}に従い、責任準備金が適正に積み立てられていること、また、責任準備金が将来の保険債務の履行に支障を来すおそれがあると認められない水準であることを確認しています。

特に、医療保険等の長期（保険期間1年超）の第三分野保険については、医療政策等の外的要因による影響を受けやすく長期的な不確実性を有していることから、将来のリスクに備え十分な責任準備金を確保する必要があります。

当社では、長期の第三分野保険について、過去の保険金発生率をもとに、統計的な手法を用いて合理的に将来の保険金発生率を予測し、保険金発生率が通常の予測を超える場合であっても現在の責任準備金が不足しないことを確認しています^{*2}。

その結果、責任準備金が適正に積み立てられ、また十分な金額が確保されていることが確認できたため、責任準備金の追加積立では行っていません。

^{*1}「損害保険会社の保険計理人の実務基準」は、法令に従い公益社団法人日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官が認定した基準です。

^{*2}平成10年大蔵省告示第231号に基づき、長期の第三分野保険についてのストレステストを実施しており、以下に示す①が②を下回らないとき、「保険金発生率が通常の予測を超える場合であっても現在の責任準備金が不足しない」と判断しています。

①責任準備金の基礎となっている予定保険金発生率に基づく、将来10年間の保険金推定額

②実績保険金データを基礎として算出した、99%の信頼度で将来の水準をカバーする保険金発生率に基づく将来10年間の保険金推定額

6 コンプライアンス

企業の社会的責任がますます重要視される中、当社では、損害保険事業のもつ高い社会性と公共性を認識し、社会から要請される企業倫理を守り、「常にお客さま視点で考え、お客さまの

これまでの信頼に応え、これからも『お客さまに選ばれ続ける会社』になる」というビジョンの実現に向け、真にお客さま中心主義を実現するため、コンプライアンスの徹底に努めています。

コンプライアンスの体制

コンプライアンスの基本方針

当社は、コンプライアンスを経営の重点方針に掲げ、当社の役職員一人ひとりが日常においてコンプライアンスを実践していくための原則・基準をまとめた「コンプライアンス基本方針」を策定し、役職員への周知徹底を図っています。

コンプライアンス推進組織

当社では、コンプライアンスを推進するために、営業推進部門から独立したコンプライアンス・オフィサーを任命すると共に、コンプライアンスに関連する諸問題を部署横断的な観点から検証するコンプライアンス委員会を設置しています。また、コンプライアンス統括部が会社全体のコンプライアンスに係る教育・研修や内部管理体制の点検・指導を主導すると共に、各部署にコンプライアンス責任者を配置し、当該責任者が各部署においてのコンプライアンス活動を推進し、管下社員に対してコンプライアンスの重要性を周知徹底する体制としています。

コンプライアンス・プログラムの策定・実行

当社におけるコンプライアンスの推進は、事業年度ごとの具体的な活動計画であるコンプライアンス・プログラムに沿って実施されます。コンプライアンス・プログラムは、取締役会において策定され、各部署により実行し、コンプライアンス委員会が定期的に進捗状況をモニタリングしています。

役職員のコンプライアンス意識の醸成

当社ではコンプライアンス・マニュアルを策定し、コンプライアンスに関する当社の基本的な考え方および日々の業務において役職員が守るべき法令や企業倫理等を具体的にまとめています。また、社内イントラネットにコンプライアンス関連の情報が

一覧できるページを設け、「コンプライアンス基本方針」、コンプライアンス・マニュアル等を随時閲覧できるようにしています。これらの内容を浸透させ、役職員のコンプライアンス意識の醸成を図ることに向け、職位に応じたコンプライアンス研修や職務内容に応じたコンプライアンス教育として各部署内において部署コンプライアンス責任者がコンプライアンス研修を開催しています。また、コンプライアンスに係るトピックを取りあげたコンプライアンス・ニュースを定期的に発信する等の活動を行っています。さらに、AIGグループのグローバルトレーニングプログラムの導入により、世界基準での知識と実務スキルの向上を図っています。

お客さまから寄せられる苦情の検証

当社では、お客さまから社内各部署に寄せられる様々なご指摘や苦情を、お客さまサービス向上室にて集約・分析、再発防止策の検討・実施推進する態勢をとっており、必要に応じてコンプライアンス部門と連携し、不正・違法行為等の問題事案の早期発見ならびにコンプライアンスの徹底に努めています。

内部通報ホットラインの設置

当社では、社内でコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかに上席者またはコンプライアンス部門に報告することが、全役職員に義務付けられています。また、法令や社内規程等に違反する行為またはそのおそれのある行為への迅速かつ適切な対処を図るために、通常の報告ルートに加えて、当社が設置する「内部通報ホットライン」およびAIGジャパン・ホールディングス株式会社が設置する「AIGジャパンコンプライアンス・ヘルプライン」への通報を可能とする体制になっています。

コンプライアンス基本方針

1. 目的

本基本方針は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、自己の責任に基づいて、コンプライアンス重視の企業風土を確立すると共に維持・向上し、公正・透明・健全・適切な業務運営を遂行するための基本となる事項を定めるものです。

2. コンプライアンスの定義

コンプライアンスとは、法令、定款および事業方法書ならびに社内規程（以下「法令等」といいます。）を遵守し、さらに、社会の一員として求められる価値観・倫理観によって誠実かつ公正な企業活動を行い、企業の社会的責任を果たすことをいいます。

3. コンプライアンス実現のための基本原則

(1) 法令等の遵守と誠実かつ公正な企業活動

- 日本および米国の法令等を厳格に遵守すると共に各国の慣習・文化ならびにビジネス慣行を尊重し、適正な事業活動を行います。
- 具体的な行動指針や判断の基準としてのAIGの行動規範を遵守します。

(2) 透明性の高い経営

- 経営方針や財務・業務に係る経営情報等の積極的かつ公正な開示を行います。
- 適時適切な情報開示を行うために、経営情報について正確な記録を作成・管理します。また、内部や外部の監

査・検査に対して十分に協力します。

(3) 公正な事業活動

- 取引先との健全な関係を確保し適切かつ公正な取引を行います。
- 業務上の地位を利用して金品その他の不正の利益を得ることや、ビジネス上の決定に不適切な影響を及ぼす接待・贈答の授受は行いません。
- 公正で自由な競争を妨げる談合やカルテルなどの行為を行いません。
- 著作権・商標権・特許権の知的財産権を尊重し、これらの権利を侵害しません。
- 当社およびAIGの正当な利益に反して、自己またはAIG各社や第三者の利益を図る行為は認めません。

(4) お客さまの利便の向上と保護

- お客さまが安心して商品・サービスを選択できるよう、公正なマーケティングやお客さまが理解しやすい適切な方法で情報を提供します。
- お客さまからいただいた苦情やご意見・ご要望に感謝し真摯に受け止め、サービスや業務の品質向上に努めます。

- 個人情報および企業情報を適切に管理します。

(5) あらゆる関係者の人権の尊重

- お客さま・取引関係者・社員等の多様性や個人としての尊厳を尊重します。
- いかなる理由・状況においても不合理な差別や人権侵害を決して容認しません。
- 安全で健全な職場環境を維持し、いかなる理由・状況においても、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントを行いません。

(6) 企業市民として社会との良好な関係の維持

- 業務上知り得た重要な非公開情報を使用して株式等の売買を行いません。また、重要な非公開情報を許可なく他に伝えません。
- 環境保全とビジネス展開とを両立させます。
- 自らの社会的責任を十分に認識し、米国および我が国の経済制裁ルールを遵守すると共に、反社会的勢力に対しては、当社および日本におけるAIG各社が一丸となって毅然とした態度を維持し、適切な対応を行います。あわせてマネー・ローダリングを防止します。

反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、当社の社会的責任を果たすため、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）との関係を遮断し排除していくことは、必要かつ重要であると認識しています。また、反社会的勢

力との関係を断絶し排除していくことは、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性および健全性の確保のためにも不可欠であると認識しています。そこで、反社会的勢力による被害を防止するための基本方針を以下のとおり定めています。

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

当社は、業務の適切性および健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を定めます。

1. 取引を含めた一切の関係遮断

取引関係（提携して融資取引を実施する場合を含む。）も含め、反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。

反社会的勢力に関する情報の収集に努めると共に、取引関係の審査を行います。取引後に反社会的勢力と判明した場合には、利益供与とならないよう必要な措置を講じます。

反社会的勢力による不当要求に対しては断固として拒絶します。

2. 組織としての対応

反社会的勢力との関係遮断にあたっては、組織全体として対応し、社員、役員および代理店等の安全を確保します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、役員、社員および代理店等の不祥事を理由とするものであっても、その事実を隠ぺいするための裏取引や資金提供は一切行いません。

4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止体制

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止は金融機関としての責務であり、リスクの特定・評価・低減の措置を実施しています。「マネー・ローンダリングの防止に関する要領」を定め、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認を適切に行うと共に、

疑わしい取引引き（疑義を含む）を認知した場合には適切に調査を行い、疑わしい取引引きについて主務官庁へ届出しています。

また、役職員に対して、指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等の防止に取り組んでいます。

利益相反管理の体制

当社は、当社または当社のグループ会社とお客さまの間、ならびに、当社または当社のグループ会社のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および以下の

利益相反管理方針に従い、お客さまの利益を不当に害することのないよう適切に業務を遂行します。

利益相反管理方針

1. 方針

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めます。

2. 社内規程等の整備

第1項の目的を達成するために、当社において利益相反管理に関する社内規程、マニュアル等を整備し、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引およびその類型

(1) 管理対象取引

本方針に基づく利益相反管理の対象とする取引とは、当社またはAIGグループに属する国内外の金融機関等（「グループ内金融機関等」）が行う取引に伴い、当社または当社の子金融機関等が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 管理対象取引の類型

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下のとおり類型化しています。

- ① お客さまと当社またはグループ内金融機関等との利害が対立する取引
- ② お客さまと当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまとの利害が対立する取引
- ③ お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等が利益を得る取引
- ④ お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまが利益を得る取引
- ⑤ その他お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引

4. 管理体制・特定方法・管理方法

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下の方法により特定・管理します。

- (1) 当社は、お客さまとの利益相反を一元的に管理するために利益相反管理統括部署を定めます。
- (2) 当社各部署は、お客さまとの間の取引により取得した情報に照らして、第3項に列挙した類型に該当するおそれがあると判断した場合、直ちに、当社の利益相反管理統括部署に報告します。
- (3) 利益相反管理統括部署は、上記報告を受け、必要に応じて関連部署と協議し、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを判断します。
- (4) 利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引に該当すると判断する場合には、以下に掲げる方法またはその他適切な措置をとります。
 - ① 対象取引を行う部署とお客さまとの取引を行う部門を分離する。
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する。
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する。
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する。

代理店について

一般的に代理店は、保険会社に代わってお客さまへ各種保険商品を販売し、お客さまの様々なリスクに対する備えをサポートする役割を果たしています。保険会社は、代理店が業務を適正に行えるよう指導することを保険業法をはじめとする各種法令で求められています。

代理店が損害保険の募集を行うためには、保険業法に基づき内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。さらに代理店の役員・使用人が損害保険の募集を行うために、同じく内閣総理大臣に損害保険募集人として届出を行う必要があり、当社で

は損害保険募集人には一般社団法人日本損害保険協会が運営している「損害保険募集人一般試験」に合格することを必須としています。

当社は、新たに商品をご契約いただくお客さまに対して適正な募集を行うこと、またすでにご加入いただいているお客さまからのお問い合わせ等に適切に対応できるよう、代理店に対する教育・管理・指導を実施しています。

●直近の代理店数
(店/2023年3月末時点)

171

当社の勧誘方針

当社は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、当社の「お客さま本位の業務運営方針」に従い、適正な金融商品の販売活動に努めます。

1. 法令等を遵守し、適切な勧誘を行います

- ・保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律およびその他の関係法令等を遵守します。
- ・お客さまへの勧誘を適切に行うために必要な社内の管理態勢を整備するとともに、役員および従業員に対して十分なコンプライアンス教育を行います。
- ・お客さまに関する情報は、当社で定めたプライバシーポリシーに則り、適切な管理・取扱いを行います。
- ・保険金等の不正取得を防止する観点から、適切な保険商品販売を行うよう努めます。

2. お客さまのご意向と実情に応じた勧誘に努めます

- ・お客さまのご意向を把握するとともに、お客さまの保険商品・サービス等に関する知識、経験、財産の状況および加入目的等を十分に勘案し、お客さまのご意向や実情に沿った適切な保険商品・サービス等をご選択いただくために、保険商品やサービス等の説明を通じて適切に情報をご提供するよう努めます。
- ・保険商品・サービス等のご説明にあたり、説明内容等を工夫し、お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう努めます。また、ご高齢のお客さまには、より丁寧に説明する等ご理解いただきやすいものとなるよう努めます。
- ・お客さまのご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に保険商品・サービス等のご案内を行うよう努めます。

3. お客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めます

- ・お客さまからのお問い合わせには、十分な教育を受けた電話オペレーターやスタッフが迅速、的確、丁寧に対応するよう努めます。
- ・保険事故が発生した場合は、保険金等のお支払いについて迅速かつ適切に処理するよう努めます。
- ・お客さまの様々なご意見等を収集し、その後の保険商品販売に反映するよう努めます。
- ・お客さまニーズに対する理解を深め、リスクを認識し事前に予防するための『アクティブケア（一歩先の心遣い）』のコンセプトに基づくサービスの提供に努めます。

以上の方針は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づく当社の「勧誘方針」です。「金融サービスの提供に関する法律」につきましては、金融庁ホームページをご参照ください。

当社の勧誘につきまして、ご相談やご要望、その他お気づきの点がございましたら、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

お客さま相談室 ご相談窓口

0120-353-031 (受付時間9:00~17:00 土日・祝日・年末年始を除きます)

7 人材の育成と活用の取組み

当社では、お客さまのこれまでの信頼に応え、これからも「お客さまに選ばれ続ける会社」であることを目指し、様々な形で人材の育成と活用に取り組んでいます。

<社員のキャリア形成>

損害保険のプロフェッショナルとして必要とされる知識・スキルを身につけること、ならびに社員の自立的なキャリア形成をサポートすることを目的とした教育・研修プログラムを用意しています。

また、社員が自発的に参加できるプログラムもあり、個人のキャリア志向に応じたスキルアップが行える機会を提供しています。

<目標管理と人事評価>

社員個人の成長と目標の達成への意欲的な取組みを促進するために、仕事（職務）の内容によって職務等級を設定し、年齢・性別、社歴の長さ等に関係なく、担当する仕事に対する行動と成果を正確に見極め、公平で透明性の高い評価を実現するよう努めています。納得性の高い評価を実践するために、年度ごとに目標を設定のうえ、定期的にレビューを行い、結果は上司からフィードバック面談で通知されます。

<ワークライフマネジメント>

社員が自ら考え、提案し、行動する、自律的な働き方により、仕事とプライベートをうまく調和させ、仕事だけでなく家庭や地域生活等においても充実感を持ち、やる気に満ち、働きがいを感じられる環境を目指しています。ライフステージに応じた自らの望む生き方を支援するために、出産・育児・介護等のための各種支援制度を設けるだけでなく、社員がいきいきと働き、家族と共に充実した人生を築くことができる職場の創造に向けた「The Best Place to Work」の取組みとして、日常生活や様々なライフステージに対応できるためのフレキシブルな働き方（リモート勤務、スーパーフレックスタイム制度）を行っています。

また、従来の転居転勤を前提とした人事制度を見直し、転居転勤が困難なライフステージでも就業が継続できる勤務地を希望できるよう「転居転勤がない、単身赴任がない、社命転勤がない会社」となることを目指す「Work@Homebase 勤務地希望制度」を実施しています。

コーポレート・データ

1 株主の状況

株主名	AIGジャパン・ホールディングス株式会社			
持株数	237,000株	(内訳)	普通株式 A種類株式	236,000株 1,000株
持株比率	100%			

(2023年3月31日現在)

2 会計監査人の状況

PwCあらた有限責任監査法人

3 役員の概況

(1) 取締役・監査役の概況

役名	氏名	略歴
代表取締役 社長	わたなべ はるこ 渡辺 治子	2009年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社入社 常務執行役員
		2010年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員兼チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー AIGビジネス・パートナーズ株式会社 取締役(非常勤) 富士火災海上保険株式会社 社外取締役
		2011年11月 アメリカン・インターナショナル・グループ プロパティ・カジュアルティ ヒューマンリソース・ストラテジック・ビジネス・パートナー グローバル・コンシューマーアンド サイエンス
		2014年12月 FWD生命保険株式会社 取締役執行役員 チーフ・オペレーティング・オフィサー
		2015年11月 ティーパック株式会社 取締役(非常勤)
		2016年 1月 AIGパートナーズ株式会社 取締役(非常勤)
		2017年 4月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員
		2017年 6月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 代表取締役副社長
		2018年12月 AIG損害保険株式会社 執行役員
		2020年 5月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 顧問
		2020年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 代表取締役社長 兼 CEO(現任) AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役(非常勤)
		2021年12月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役 バイスチェアマン(現任)
		取締役
2020年 1月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 社外取締役(非常勤)(現任)		
2020年 4月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤)		
2022年 7月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役執行役員兼チーフ・フィナンシャル・オフィサー(現任)		

役名	氏名	略歴
取締役 (非常勤)	うだ なおと 宇田 直人	2019年 9月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 入社 執行役員兼チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー(現任) 2019年12月 AIG損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2020年 1月 AIGハーモニー株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2021年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	にしかわ くみ 西川 久美	2007年 6月 AIGテクノロジーズ株式会社 入社 2014年 4月 富士火災海上保険株式会社 監査部長 2018年 3月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 内部監査部門 執行役員 2018年 9月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社、AIG損害保険株式会社 内部監査部門 執行役員 2020年12月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 経営企画部長 2021年 2月 テックマークジャパン株式会社 監査役(非常勤)(現任) 2022年 2月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社、AIG損害保険株式会社 社長兼CEO室 チーフ・オブ・スタッフ(現任) 2023年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	ファーハド・ファーシャド	2023年 5月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 入社 執行役員(現任) 2023年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
社外監査役 (常勤)	さいとう ゆたか 斉藤 裕	1981年11月 AIU保険会社 入社 2013年 9月 アメリカンホーム保険会社 監査役(常勤) 2016年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 社外監査役(常勤)(現任) FWD生命保険株式会社 社外監査役(非常勤) 2021年 6月 AIG損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)
社外監査役 (非常勤)	さかざし きよし 坂岸 潔	1979年 4月 AIU保険会社 入社 2017年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 監査役(非常勤) AIG/パートナーズ株式会社 監査役(非常勤) 2021年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)
社外監査役 (非常勤)	のりお なおと 則生 直人	1980年 4月 富士火災海上保険株式会社 入社 2011年 4月 富士火災海上保険株式会社 執行役 2017年 2月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 ヘッド・オブ・アドミニストレーション AIGビジネス・パートナーズ株式会社 代表取締役社長 2018年 6月 ティーペック株式会社 監査役(非常勤)(現任) アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)

(2023年7月1日現在)

役員略歴に関する注記

- 本表においては、アメリカン・インターナショナル・グループ・インク (AIG)、日本におけるAIGのグループ会社のうち保険持株会社と全保険会社に加え、AIGアセットマネジメント株式会社、AIGパートナーズ株式会社、AIGハーモニー株式会社、テックマークジャパン株式会社、ティーペック株式会社、AIGビジネス・パートナーズ株式会社および過去にAIGと資本関係のあった会社(存続会社含む)における略歴に限定して記載しています。
- 本表においては、社名は変更前についても現社名で記載しています。また、会社形態に過去に変更があった会社については、次のように記載を統一しています。
 - アメリカンホーム医療・損害保険株式会社について、2014年4月の日本法人化以前の前身会社はすべてアメリカンホーム保険会社と記載しています。
 - AIG損害保険株式会社について、2013年4月の日本法人化以前の前身会社はすべてAIU保険会社と記載するとともに、2017年12月31日まではAIU損害保険株式会社と記載しています。

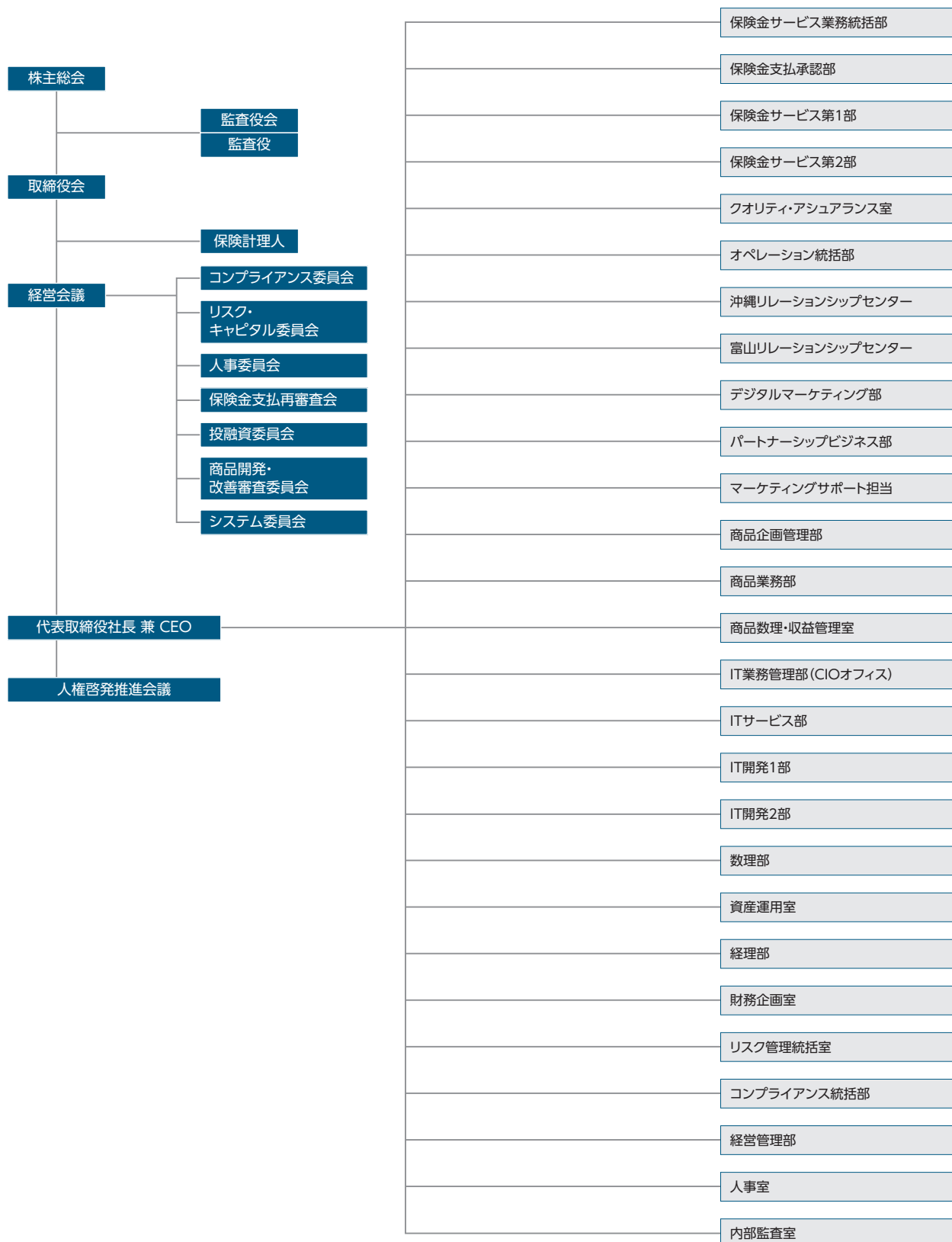
(2) 執行役員の概況

役名	氏名	担当
代表取締役社長 兼 CEO	わたなべ はるこ 渡辺 治子	内部監査室、人事室
取締役執行役員 兼 CFO	ケント・ガーノー	数理部、資産運用室、経理部、財務企画室
執行役員	あんのう のぶみつ 安納 伸光	オペレーション統括部、沖縄リレーションシップセンター、富山リレーションシップセンター
執行役員	おおにし しゅうじ 大西 秀爾	保険金サービス業務統括部、保険金支払承認部、保険金サービス第1部、保険金サービス第2部、クオリティ・アシユアランス室
執行役員	たかむら やすひろ 高村 慶宏	コンプライアンス統括部
執行役員	たんの あきひろ 丹野 明裕	経営管理部
執行役員 兼 CCO	つくだ ひろし 佃 裕史	デジタルマーケティング部、パートナーシップビジネス部、マーケティングサポート担当、商品企画管理部、商品業務部、商品数理・収益管理室
執行役員 兼 CRO	ながせ あきら 長瀬 昭	リスク管理統括室
執行役員 兼 CIO	シヴァクマール・ラマラジ	IT業務管理部(CIOオフィス)、ITサービス部、IT開発1部、IT開発2部

(2023年7月1日現在)

4 組織図

(2023年7月1日現在)



アメリカンホーム医療・損害保険について

お客さまサービスについて

商品および募集について

経営について

コーポレート・データ

データ編

5 会社沿革

沿革

1899年	● 米国において2つの保険会社が合併してグローブアンドラトガー火災保険会社となる	2009年	● 引受基準緩和型医療保険「持病がある方も安心「みんなのほすピタる」」(定期型・終身型)を発売 ● 自動車保険付帯 無料ロードサービスを大幅拡充
1952年	● グローブ アンド ラトガー火災保険がアメリカン・インターナショナル・グループ (AIG) の傘下に入る	2010年	● 自動車事故に遭われたお客さまに対して、当社社員が事故直後にアドバイスのご提供等を行う初期対応サービスの時間拡大 ● 医療保険の保険金請求で、女性特有の病気の場合、女性の担当者が対応するサービスを開始
1954年	● 社名をアメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニーに変更	2011年	● 保険金請求のウェブサイトでの受付が全商品で可能に ● 新・医療総合保険「みんなのほすピタる3,000」を発売 ● 国内自動車ディーラーとの提携による修理工場ネットワークの拡大および保険金サービスセンターの統合を実施 ● 医療保険「みんなのほすピタる」において「インターネット割引」を開始 ● 富士生命(現FWD生命)の生命保険商品の販売開始
1960年	● 日本における損害保険事業免許を取得	2012年	● 沖縄オフィスのビル移転と業容拡大 ● 東京オフィスを神谷町に移転 ● 「ガンになったことがある方も入りやすい みんなのほすピタる 緩和告知型ガン保険」発売 ● 引受基準緩和型医療保険の加入条件を緩和し、先進医療補償を付帯可能に
1982年	● 日本で初めて傷害保険の通信販売の認可を取得	2013年	● 自動車保険の保険金支払進捗状況について、ウェブサイトから確認できるサービスを拡充 ● 「みんなのほすピタる」シリーズに「ガン一時金」に特化したプラン新登場
1996年	● 日本で初めて自動車保険の通信販売の認可を取得	2014年	● 「みんなのほすピタる」に「短期払」プランを追加 ● アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー日本支店から、日本法人であるアメリカンホーム医療・損害保険株式会社となり事業を開始 ● 長崎に医療保険金支払拠点を開設し、保険金支払体制を強化
1997年	● 日本で初めて「リスク細分型自動車保険」を発売	2015年	● ソフトバンクカード会員向け交通事故傷害保険「フリーサポートプラン」の提供を開始
1998年	● 専業主婦でも加入できる所得補償保険「お給料保険」を発売	2016年	● 2016年4月以降の新規契約の販売活動を終了 ● 2016年12月以降のダイレクト自動車保険の契約取り扱いを終了
1999年	● 日本で初めて、シニア向けの無診査骨折補償「どんとこい」を発売 ● ウェブサイト上で「リスク細分型自動車保険」のオンライン見積りサービスおよびクレジットカードによるオンライン決済を開始	2017年	● 「お客さま本位の業務運営方針」を制定
2000年	● 沖縄にコールセンターを開設 ● 葬祭費用もお支払いできる「スーパーシニア保険」を発売	2019年	● 一部の傷害保険プランに対する補償内容の拡大を再開
2001年	● 医療総合保険「ライフサイズ入院」および「ライフサイズガン」を発売	2020年	● 新規契約の販売活動を再開 ● 女性のための医療保険「morph (モルフ)」を発売 ● 男性のための医療保険「morph for men」を発売
2002年	● シニア向け長期補償傷害保険「人生まだまだこれからだ」を発売	2021年	● 今の暮らしを守る傷害保険「ライフスタイル保険」を発売
2003年	● 家財に関わる様々なリスクをワイドに補償する「家財安心プラン」を発売 ● 「沖縄プロセッシングセンター」を開設し、基幹業務の一部を沖縄に移管		
2004年	● 無選択型医療総合保険「ザ・大人の医療保険」を発売 ● 自動車保険の「ファミリー特約シリーズ」を発売 ● ペットのケガの治療費を補償する特約が新登場 ● 満50歳から満79歳向けのアクティブシニア傷害保険「まいにち安心」を発売		
2005年	● ザ・ロンドン・アシュアランス日本支店の火災保険を除く保険契約を包括移転 ● 富山にコールセンターを開設		
2006年	● 30日間を超える長期入院に特化した医療保険「ザ・医療保険 入院ing (ニューイング) 365」を発売 ● 補償内容を自由に設計できる医療総合保険「私にうれしい医療保険」を発売		
2007年	● 終身タイプの医療総合保険「私にうれしい医療保険終身タイプ」を発売 ● 不正使用被害を補償する保険を総合セキュリティソフトに付帯		
2008年	● 医療保険を「みんなのほすピタる」ブランドに統合 ● ガンのみ担保特約付医療総合保険「みんなのほすピタる ガンプチタイプ」を発売 ● シニア向け長期補償傷害保険「人生よろこんで」を発売		



アメリカンホーム医療・損害保険について

お客様サービスについて

商品および募集について

経営について

コーポレート・データ

データ編